

京都市告示第 256 号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 2 項の道路の廃止の承認をしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 20 年 9 月 12 日

京都市長 門川大 作

指定番号	承認年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の廃止の申請者
第 5818 号	平成 20.8.6	メートル 4.0	メートル 30.36	京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町 535 番地 27 (一部), 535 番地 28 (一部), 535 番地 30 (一部), 535 番地 101 (一部), 535 番地 102 (一部), 535 番地 103 (一部), 535 番地 104, 535 番地 105 (一部), 535 番地 106 (一部)	宇野昭二

(都市計画局建築指導部建築指導課)